

証券コード 8281
平成30年6月7日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオホールディングス株式会社
代表取締役社長 諸 橋 友 良

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書のご返送は平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

【お知らせ】

1. インターネットによる開示について

提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.xebio.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
- ② 事業報告の会社の体制及び方針
- ③ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥ 計算書類の個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

2. 本株主総会の結果の開示について

本株主総会の結果は、当社ウェブサイト（<http://www.xebio.co.jp/>）に掲載させていただきます。

3. 議決権行使書について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

4. 株主総会招集ご通知の英語訳について

以下は、本株主総会招集ご通知の英語訳が当社ウェブサイトに掲載されている旨を英文でお知らせするものです。

Notice: This is a convocation notice for the XEBIO Holdings CO., LTD. Shareholder's Meeting on June 28, 2018. An English translation of this document is placed on the company's web-site (english.xebio.co.jp).

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社定款第38条に定めております。

当期の期末配当につきましては、平成30年4月17日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭

配当総額は、782,460,368円となります。

(これにより、年間配当金は、平成29年12月11日に実施した中間配当金17円50銭と合わせ1株につき35円となります。)

2.剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月8日(金曜日)

以上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、緩やかな景気回復基調で推移しました。一方、小売業に大きな影響力を持つ個人消費は、根強い節約志向と消費の多様化により、依然として厳しい環境が続いております。

スポーツ用品販売業界におきましては、スポーツへの関心が高まる環境が継続していることから、堅調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、個店対策の徹底及び地域ニーズを捉えた商品展開を推進いたしました。

国内小売事業は、天候や競合状況など目まぐるしく変化する外部環境のなか、地域MDを活性化させたことにより売上は好調に推移いたしました。一方で商品投入により増加した在庫については、引き続き適正化に努めてまいります。

新規出店につきましては、既存店投資に集中する方針により、スーパースポーツゼビオの出店は2店舗に留めました。結果、グループ全体では53店舗出店する一方、24店舗を閉店いたしました。

これらにより、当連結会計期間末におけるグループの総店舗数は、前期末から29店舗増加し772店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて1,303坪減少して191,890坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,345億95百万円（前期比5.0%増）、営業利益109億21百万円（前期比47.0%増）、経常利益113億89百万円（前期比51.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益42億49百万円（前期比42.0%増）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門		第 45 期		第46期 (当期)		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	%
ウ	ィンタースポーツ	13,431	6.0	13,723	5.8	102.2
ゴ	ルフ	56,018	25.1	62,436	26.6	111.5
一	般競技スポーツ	83,218	37.3	84,431	36.0	101.5
ス	ポーツアパレル	29,013	13.0	30,964	13.2	106.7
ア	ウトドア・その他	31,359	14.0	32,975	14.1	105.2
ス	ポーツ用品・用具計	213,042	95.4	224,530	95.7	105.4
フ	ァッション衣料計	1,134	0.5	1,179	0.5	104.0
そ	の他計	9,176	4.1	8,885	3.8	96.8
合	計	223,353	100.0	234,595	100.0	105.0

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

ウィンター用品・用具は、北日本を中心に平年並みの降雪があり気象環境が昨年から好転するなか、スノーボードアイテムは前年に引き続き低調に推移したものの、スキーアイテムは好調に推移いたしました。

以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は、前期比2.2%の増加となりました。

【ゴルフ部門】

ゴルフ用品・用具は、新規顧客の獲得と接客率向上に注力をするなか、春から秋にかけてプレーに適した気象環境に恵まれたことと、人気ブランドのモデルチェンジによる買い替え需要もあり、好調に推移いたしました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、前期比11.5%の増加となりました。

【一般競技スポーツ部門】

一般競技スポーツでは、品揃えの強化や特定カテゴリーの売場強化が奏功し、堅調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ部門の売上高は、前期比1.5%の増加となりました。

【スポーツアパレル部門】

スポーツアパレルでは、季節やスポーツシーンに合った商品提案が奏功したことに加え、秋冬は例年より気温が低かったこともあり、アウターや防寒小物を中心に好調に推移いたしました。

以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は、前期比6.7%の増加となりました。

【アウトドア・その他部門】

アウトドア・その他部門は、夏季は天候不順の影響によりマリンスポーツやキャンプ用品は低調に推移いたしましたが、タウンユース向け商品が堅調に推移したことに加え、冬季は例年より気温が低い日が続いたことでアウター商品が好調に推移いたしました。

以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は、前期比5.2%の増加となりました。

(2) 対処すべき課題

雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。スポーツ用品小売業界におきましても、健康志向の高まりからパーソナルスポーツへの関心は依然高いものの、少子高齢化、人口減による市場縮小も懸念され、楽観視できない状況でもあります。

このような状況下、当社グループは、平成29年6月に、「2020年とその先に向け、スポーツコングロマリットの拡大・深耕を図ることで、グループの価値領域を最大化する」「お客様とのValue Pointを通じてスポーツの価値を提供し続ける、オンリーワン企業」をグループビジョンに掲げ、平成32年3月期における売上高2,600億円、営業利益135億円、親会社株主に帰属する当期純利益86億円、ROE 7%を目標とする中期経営計画を発表いたしました。次期は計画2年目の年として、数値目標達成に向け、次の4つの事項に取り組んでまいります。

①地域MDの活性化によるお客様ニーズの深耕

お客様に寄り添った店舗運営の徹底により、商品構成や店舗レイアウトの変更、改装など、将来にわたりより幅広いお客様から愛され続ける店舗づくりのため、更なる既存店の活性化を継続的に実施してまいります。

②店舗網のスクラップ&ビルド推進

在庫投入により実施した各店舗のマーケットの見直しを基に、既存のグループ店舗網を見直し、将来あるべき店舗網の構築、最適化を意識したスクラップ&ビルドを推進してまいります。

③筋肉質な経営体質の構築による生産性向上

全体最適を意識した業務効率化により、筋肉質な経営体質を構築し、生産性の更なる向上に努めてまいります。

④ガバナンス強化と企業文化の発展的承継

グループ各社の個性を活かしつつ、グループ横断の業務標準化を推し進めることで、実効性の高いガバナンスを構築し、グループステイトメントとして掲げる「ここを動かすスポーツ。」の発展的承継に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,772百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（53店舗）であり、その主な内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名	時 期	店 名
平成29年4月	ゴルフパートナー横浜杉田ゴルフ場店	平成29年4月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ広島アルパーク店内）
平成29年4月	ゴルフパートナー大手町ビル店	平成29年4月	トランスビュー セレターカントリークラブ店（メインプロショップ：シンガポール）
平成29年4月	トランスビュー セレターカントリークラブ店（ドライビングレンジ：シンガポール）	平成29年5月	エルブレス テラスモール湘南店
平成29年5月	ゴルフパートナー千葉仁戸名練習場	平成29年6月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ アピタタウン金沢ベイ店内）
平成29年6月	S S X イーアス高尾店 ヴィクトリアゴルフ イーアス高尾店 エルブレス イーアス高尾店	平成29年6月	エルブレス郡山西ノ内店
平成29年6月	エルブレス長野南高田店	平成29年6月	エルブレス大分店
平成29年6月	エルブレスゆめタウン久留米店	平成29年6月	エルブレスららぽーと横浜店
平成29年7月	ネクサス気仙沼店	平成29年7月	エルブレスららぽーとTOKYO-BAY店
平成29年7月	エルブレス オプシア鹿児島店	平成29年7月	エルブレス津ラッツ店
平成29年7月	エルブレスゆめタウン博多店	平成29年8月	ゴルフパートナー上板橋店
平成29年8月	ゴルフパートナー川西多田ハイグリーンゴルフ店	平成29年8月	エクスタイルビジョン津ラッツ店

時 期	店 名	時 期	店 名
平成29年9月	エクスタイルビジョン広島アルパーク店	平成29年9月	ダブルイーグル（ヴィクトリアゴルフ青山店内）
平成29年9月	ゴルフパートナーR16川越インドア練習場	平成29年9月	トランスビュー マリーナゴルフフイッティングセンター店（シンガポール）
平成29年10月	ゴルフパートナー第百ゴルフクラブ店	平成29年10月	エルブレス松本芳川店
平成29年10月	エルブレス新潟亀田店	平成29年10月	エルブレス浜松宮竹店
平成29年11月	S S X調布東京スタジアム前店 ヴィクトリアゴルフ調布東京スタジアム前店 エルブレス調布東京スタジアム前店	平成29年11月	ゴルフパートナー横浜青葉台店
平成29年11月	エルブレス熊本本店	平成29年11月	エルブレス川崎ルフロン店
平成29年11月	トランスビュー シンガポールアイランドカントリークラブ店（メインプロショップ：シンガポール）	平成29年11月	トランスビュー シンガポールアイランドカントリークラブ店（ドライビングレンジ：シンガポール）
平成29年11月	ゴルフパートナー コタペルマイゴルフ&カントリークラブ店（マレーシア）	平成29年12月	ゴルフパートナー堺鶴田池ゴルフセンター店
平成29年12月	エルブレスららぽーと磐田店	平成30年1月	ゴルフパートナー都城練習場
平成30年3月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ旭川永山店内）	平成30年3月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ札幌太平店内）
平成30年3月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ大阪守口店内）	平成30年3月	エルブレス ドームつくば学園東大通り店
平成30年3月	エルブレス大阪守口店		

（注）S S Xはスーパースポーツゼビオを表しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第46期 (当期)
	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期	平成29年 3 月期	平成30年 3 月期
売 上 高 (百万円)	210,672	221,391	223,353	234,595
経 常 利 益 (百万円)	6,432	6,396	7,499	11,389
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,084	2,120	2,991	4,249
1 株当たり当期純利益 (円)	46.24	46.95	66.89	95.08
総 資 産 (百万円)	181,698	180,875	188,744	188,131
純 資 産 (百万円)	115,781	115,657	116,779	119,682
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,560.85	2,556.27	2,603.52	2,665.51

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゼビオ株式会社	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ヴィクトリア	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ゴルフパートナー	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
クロススポーツマーケティング株式会社	30百万円	100.0% (100.0%)	マーケティングエージェント事業
ゼビオコーポレート株式会社	30百万円	100.0%	グループコーポレート業務受託事業
クロステックスポーツ株式会社	10百万円	100.0%	海外窓口業務、R & D業務事業

- (注) 1. 議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ゼビオ株式会社
特定完全子会社の住所	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	39,086百万円
当社の総資産額	112,281百万円

(6) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社34社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、スポーツマーケティング事業、商品開発事業、クレジットカード事業及びWEBサイト運営事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業)

スポーツ大型専門店及びゴルフ専門店事業を展開。また、カジュアル衣料も展開。

ゼビオ株式会社 (子会社)	業態 スーパースポーツゼビオドーム スーパースポーツゼビオ ゼビオスポーツ ゼビオスポーツエクスプレス ヴィクトリアゴルフ (ゴルフ専門店)
株式会社ヴィクトリア (子会社)	業態 ヴィクトリア ヴィクトリアゴルフ (ゴルフ専門店) エルブレス (アウトドア専門店) タケダスポーツ ネクサス
株式会社ゴルフパートナー (子会社)	業態 ゴルフパートナー フェスティバルゴルフ

(ファッション事業)

イギリスの製造小売チェーンネクスト社 (next P L C) と提携し、同社の企画した商品を日本国内において独占販売するネクスト事業及び当社独自のファッション展開を行っているX'tyle事業。

ゼビオ株式会社	業態 next (ネクスト) X'tyle (エクスタイル)
---------	-----------------------------------

(その他)

ゼビオ株式会社	業態 X'tyle Vision (エクスタイル ビジョン) スポーツメガネ・サングラス専門店 Xiasis (ジアシス) スポーツドラッグ専門店
---------	--

②その他事業

クロススポーツマーケティング株式会社（子会社）

マーケティングエージェンツ事業等。

クロステックスポーツ株式会社（子会社）

海外窓口業務、R & D業務事業等。

ゼビオコーポレート株式会社（子会社）

グループコーポレート業務受託事業等。

(7) 主要な事業所及び店舗（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

② 子会社

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

宇都宮^{ハット} ^{ハイツ} 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

店舗 385店舗

北海道	27店舗	青森県	8店舗	岩手県	5店舗	宮城県	18店舗
秋田県	6店舗	山形県	8店舗	福島県	28店舗	茨城県	12店舗
栃木県	8店舗	群馬県	2店舗	埼玉県	19店舗	千葉県	20店舗
東京都	9店舗	神奈川県	3店舗	新潟県	19店舗	富山県	4店舗
石川県	4店舗	福井県	2店舗	長野県	16店舗	岐阜県	2店舗
静岡県	8店舗	愛知県	18店舗	三重県	7店舗	滋賀県	2店舗
京都府	3店舗	大阪府	24店舗	兵庫県	10店舗	奈良県	3店舗
和歌山県	2店舗	島根県	4店舗	岡山県	3店舗	広島県	7店舗
山口県	4店舗	徳島県	2店舗	香川県	2店舗	愛媛県	5店舗
高知県	4店舗	福岡県	29店舗	佐賀県	2店舗	熊本県	7店舗
大分県	3店舗	長崎県	2店舗	宮崎県	5店舗	鹿児島県	3店舗
沖縄県	6店舗						

株式会社ヴィクトリア ウィクトリアカンパニー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 店舗 111店舗
 埼玉県 7店舗 千葉県 6店舗 東京都 60店舗 神奈川県 38店舗

初サスカンパニー 岩手県盛岡市青山4丁目46番15号
 店舗 29店舗
 青森県 5店舗 岩手県 11店舗 宮城県 2店舗 秋田県 8店舗
 山形県 3店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 直営店舗 208店舗
 北海道 7店舗 青森県 2店舗 岩手県 3店舗 秋田県 3店舗
 山形県 2店舗 福島県 4店舗 茨城県 11店舗 栃木県 3店舗
 群馬県 2店舗 埼玉県 13店舗 千葉県 19店舗 東京都 33店舗
 神奈川県 19店舗 新潟県 2店舗 石川県 1店舗 岐阜県 1店舗
 静岡県 3店舗 愛知県 7店舗 三重県 5店舗 大阪府 19店舗
 兵庫県 6店舗 奈良県 4店舗 岡山県 2店舗 広島県 5店舗
 山口県 2店舗 徳島県 2店舗 香川県 1店舗 愛媛県 1店舗
 福岡県 11店舗 佐賀県 1店舗 熊本県 4店舗 大分県 2店舗
 長崎県 1店舗 宮崎県 2店舗 鹿児島県 2店舗 沖縄県 3店舗

賽標(成都)体育用品 中華人民共和国
 有限公司 B1F,Shihao Square,No.998 Middle Part of Jiannan Road,Gaoxin
 Qu,Chengdu,China
 店舗 2店舗

クロススポーツマーケティング株式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
クロステックスポーツ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオコーポレート株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番7号

(8) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従業員数	前期末比
2,460名	50名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト6,485名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
- (3) 株主数 12,305名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 ^株	18.5 [%]
公 益 財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	10.1
有 限 会 社 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー	4,121,466	9.2
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 〇)	2,493,200	5.6
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 〇 9)	1,827,300	4.1
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 〇)	1,505,600	3.4
諸 橋 輝 子	1,392,364	3.1
諸 橋 友 良	1,173,250	2.6
諸 橋 寛 子	900,897	2.0
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	813,440	1.8

(注) 1. 当社は、自己株式3,199,002株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸橋友良	代表取締役社長	ゼビオ株式会社 代表取締役会長 株式会社 ヴィクトリア 代表取締役
北澤猛	取締役	クロステックスポーツ株式会社 監査役 賽標（中国）体育用品有限公司 監事 賽標（成都）体育用品有限公司 監事
谷代正毅	取締役	Berkeley Research Group 顧問
石綿学	取締役	弁護士 森・濱田松本法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社 ユナイテッドアローズ 社外取締役
太田道彦	取締役	セゾン自動車火災保険株式会社 監査役 応用地質株式会社 社外取締役
加藤則宏	常勤監査役	ゼビオ株式会社 監査役 ゼビオコーポレート株式会社 監査役
小谷野幹雄	監査役	公認会計士事務所 士長 小谷野公認会計士事務所 代表監査役 小谷野税理士法人 代表監査役 株式会社 ヴィクトリア 監査役 日本システムウェア株式会社 社外取締役 監査等委員 積水ハウス・レジデンシャル投資法人 監督役員
高久敏雄	監査役	税理士事務所 士長 高久敏雄 税理士事務所

- (注) 1. 取締役谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小谷野幹雄氏、高久敏雄氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役高久敏雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、取締役谷代正毅氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	104百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円（取締役1名に対し15百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2名に対し27百万円）が含まれております。
4. 上記の人数には、平成29年6月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
5. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から当期中に受けた役員報酬等の総額は2百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷代正毅氏は、Berkeley Research Groupの顧問を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士及び株式会社ユナイテッドアローズの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役太田道彦氏は、セゾン自動車火災保険株式会社の監査役及び応用地質株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、小谷野税理士法人代表社員、子会社株式会社ヴィクトリアの監査役、日本システムウェア株式会社の社外取締役監査等委員、及び積水ハウス・レジデンシャル投資法人の監督役員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高久敏雄氏は、高久敏雄税理士事務所所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会25回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会24回に出席（出席率96%）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役太田道彦氏は当期開催の取締役会25回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会25回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役高久敏雄氏は平成29年6月29日就任以降、当期開催の取締役会18回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会17回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役高久敏雄氏は平成29年6月29日就任以降、当期開催の監査役会11回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	121,723	流動負債	60,349
現金及び預金	16,563	支払手形及び買掛金	16,336
受取手形及び売掛金	19,902	電子記録債務	27,339
営業貸付金	1,715	未払法人税等	3,057
商品	74,633	賞与引当金	1,280
繰延税金資産	1,791	役員賞与引当金	15
その他	7,655	ポイント引当金	1,580
貸倒引当金	△537	その他	10,739
固定資産	66,407	固定負債	8,099
有形固定資産	35,853	長期借入金	75
建物及び構築物	15,394	リース債務	2,455
土地	15,463	繰延税金負債	91
リース資産	2,087	退職給付に係る負債	808
建設仮勘定	126	役員退職慰労引当金	59
その他	2,781	資産除去債務	4,190
無形固定資産	5,627	その他	418
のれん	2,662	負債合計	68,448
ソフトウェア	1,409	純資産の部	
その他	1,555	株主資本	118,417
投資その他の資産	24,927	資本金	15,935
投資有価証券	1,157	資本剰余金	16,136
長期貸付金	31	利益剰余金	92,038
繰延税金資産	2,634	自己株式	△5,693
差入保証金	3,440	その他の包括利益累計額	762
敷金	14,270	その他有価証券評価差額金	309
投資不動産	1,780	為替換算調整勘定	701
退職給付に係る資産	636	退職給付に係る調整累計額	△248
その他	1,282	新株予約権	480
貸倒引当金	△307	非支配株主持分	21
資産合計	188,131	純資産合計	119,682
		負債純資産合計	188,131

連結損益計算書(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		234,595
売上原価		141,833
売上総利益		92,761
販売費及び一般管理費		81,840
営業利益		10,921
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	16	
為替差益	40	
不動産賃貸料	731	
業務受託料	361	
その他	475	1,719
営業外費用		
支払利息	5	
不動産賃貸費用	634	
業務受託費用	354	
貸倒引当金繰入額	230	
その他	27	1,251
経常利益		11,389
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	114	
減損損失	2,059	
店舗閉鎖損失	117	
投資有価証券評価損	236	
賃貸借契約解約損	4	2,532
税金等調整前当期純利益		8,858
法人税、住民税及び事業税	4,989	
法人税等調整額	△387	4,602
当期純利益		4,256
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		4,249

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

ゼビオホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 努 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

ゼビオホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	加 藤 則 宏	㊟
社外監査役	小 谷 野 幹 雄	㊟
社外監査役	高 久 敏 雄	㊟

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,655	流 動 負 債	6,470
現金及び預金	1,281	関係会社短期借入金	5,400
電子記録債権	5,287	未払金	683
関係会社短期貸付金	23,654	未払法人税等	107
前払費用	125	前受収益	197
繰延税金資産	49	賞与引当金	10
未収金	2,252	役員賞与引当金	15
その他	7	その他の	56
貸倒引当金	△2	固 定 負 債	851
固 定 資 産	79,625	退職給付引当金	5
有 形 固 定 資 産	15,822	役員退職慰労引当金	59
建物	8,249	預り保証金	80
構築物	177	資産除去債務	680
工具、器具及び備品	103	その他	26
土地	7,241	負 債 合 計	7,322
建設仮勘定	49	純 資 産 の 部	
その他	1	株 主 資 本	104,168
無 形 固 定 資 産	1,106	資 本 金	15,935
ソフトウェア	1,106	資 本 剰 余 金	16,167
その他	0	資 本 準 備 金	15,907
投 資 そ の 他 の 資 産	62,695	その他資本剰余金	259
投資有価証券	942	利 益 剰 余 金	77,759
関係会社株式	53,765	利 益 準 備 金	802
長期貸付金	21	その他利益剰余金	76,956
関係会社長期貸付金	3,595	別 途 積 立 金	72,050
前払年金費用	5	繰越利益剰余金	4,906
繰延税金資産	2,101	自 己 株 式	△5,693
差入保証金	10	評 価 ・ 換 算 差 額 等	309
敷投資産	1,036	その他有価証券評価差額金	309
投資不動産	1,681	新 株 予 約 権	480
その他	416	純 資 産 合 計	104,958
貸倒引当金	△881	負 債 純 資 産 合 計	112,281
資 産 合 計	112,281		

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		8,208
営業費用		4,733
営業利益		3,474
営業外収益		
受取利息	269	
受取配当金	16	
不動産賃貸料	384	
その他	15	687
営業外費用		
支払利息	34	
為替差損	210	
不動産賃貸費用	363	
その他	2	611
経常利益		3,550
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損損失	164	
貸倒引当金繰入額	435	
関係会社株式評価損	793	
店舗閉鎖損失	27	1,435
税引前当期純利益		2,117
法人税、住民税及び事業税	317	
法人税等調整額	△37	279
当期純利益		1,838

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 治郎 ㊞
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 努 ㊞
--------------------	-------	--------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (昭和39年8月28日)	平成6年12月 当社入社 平成9年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成12年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 平成12年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 平成13年10月 当社取締役スポーツ事業部部長 平成14年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] ゼビオ株式会社代表取締役会長 株式会社ヴィクトリア代表取締役	1,173,250株
2	北澤猛 (昭和25年11月4日)	昭和49年4月 株式会社トーマン入社 平成12年4月 上海トーマン社社長 平成16年4月 株式会社トーマン繊維素材部長 平成17年1月 同社繊維原料部長 平成20年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 平成20年6月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] クロステックススポーツ株式会社監査役 賽標（中国）体育用品有限公司監事 賽標（成都）体育用品有限公司監事	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">やしろまさたけ 谷代正毅 (昭和18年12月11日)</p>	<p>昭和42年 4月 株式会社日本興業銀行入行 平成 5年 6月 同行ロサンゼルス支店長 平成 8年 6月 同行常任監査役 平成11年 6月 同行常務執行役員 平成14年 4月 ユーシーカード株式会社代表取締役副社長 平成16年 6月 富士重工業株式会社常勤監査役 平成18年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] Berkeley Research Group 顧問</p>	0株
4	<p style="text-align: center;">いしわたがく 石綿学 (昭和45年11月16日)</p>	<p>平成 9年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成 9年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所 平成20年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役</p>	0株
5	<p style="text-align: center;">おおたみちひこ 太田道彦 (昭和27年12月8日)</p>	<p>昭和50年 4月 丸紅株式会社入社 平成20年 4月 同社常務執行役員ライフスタイル部門長 平成21年 6月 同社代表取締役常務執行役員 平成22年 4月 同社代表取締役専務執行役員 平成24年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成25年 4月 同社副社長執行役員アセアン支配人 東アジア総代表、南西アジア支配人 丸紅アセアン会社社長 平成26年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年 4月 同社副会長 平成28年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] セゾン自動車火災保険株式会社監査役 応用地質株式会社社外取締役</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は社外取締役候補者であります。
- 谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者の選任理由
- 諸橋友良氏につきましては、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、これまで当社代表取締役としてリーダーシップを発揮するとともに、当社における様々な職務経験は当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
- 北澤猛氏につきましては、商社での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、当社において人事改革・人材開発担当執行役員を経験するなど、当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
- 谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間であります。
- 石綿学氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年間であります。
- 太田道彦氏につきましては、これまでに総合商社で培ってきた国内外での幅広い知識、経験等を当社グループの海外事業やその他の事業展開に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間あります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- なお、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は2名（社外取締役3名は除く。）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日から5年以内

(7) 新株予約権の行使の条件及び制限

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員もしくは従業員及び連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得条項

- ①新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

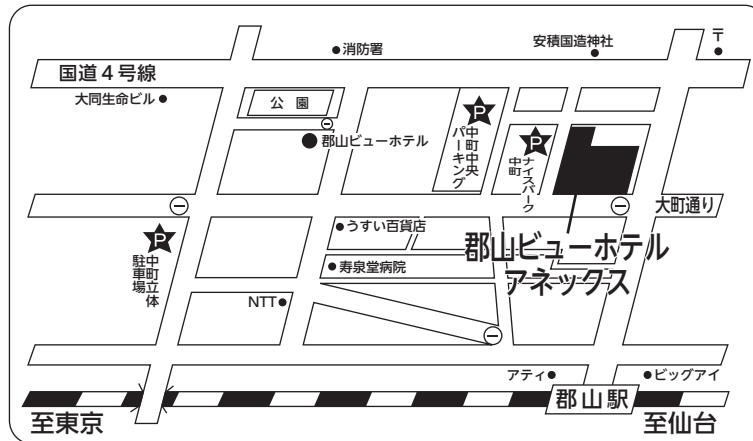
以 上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

第46回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
電 話 (024) 939-1111



※ホテル駐車場は、ご利用いただけません。
お車でお越しの際は、地図に記載の駐車場をご利用下さい。

<交通のご案内>

- JR郡山駅より徒歩で約5分
- 東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分